

フィールド実証に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、実用化を視野に入れた研究開発段階の技術等について、東京都水道局（以下「当局」という。）研修・開発センター（東京都世田谷区玉川田園調布一丁目19番1号）（以下「センター」という。）敷地内の場所、施設及び設備（以下「フィールド」という。）を利用した実証（以下「フィールド実証」という。）を当局と共同で行うにあたり、フィールドの利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の相手方)

第2条 フィールドは、当局の水道事業への有意性、有効性が認められる、もしくは将来的にその可能性がある技術等を有し、利用申込手続きに基づき承認された者（以下、「利用者」という。）に利用させることができる。

(利用申込手続)

第3条 フィールドの利用申込みは、フィールド利用申込書（以下「申込書」という。）により行うものとする。

- 2 前項の利用申込みは、利用日の1か月程度前までに行うものとする。
- 3 利用期間は、1年を超えないものとする。

(利用の承認)

第4条 センター所長は、第3条の規定により利用の申込みを受け、その利用を承認したときは、フィールド利用承認書（以下「承認書」という。）を交付する。

2 センター所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の利用の承認をしないことができる。

- (1) フィールドでの実証内容が、当局の水道事業への有意性、有効性が認められない場合
- (2) フィールドの利用目的が営利目的である場合
- (3) フィールドの秩序を乱す恐れがある場合
- (4) フィールドの管理上、支障がある場合
- (5) フィールドにおいて、他の事業を行う計画があり、もしくは事業が実施中であり、日程調整が困難な場合
- (6) 前5号に掲げるもののほか、センター所長が不相当と認める場合

(利用料)

第5条 フィールドの土地及び施設利用料（以下「利用料」という。）は、無償とする。光熱費等については、当局と別途協議する。

(利用の条件)

第6条 フィールドの利用に当たっては、利用者に対して次の条件を付するものとする。

- (1) 利用者は、フィールドの利用に際し、当局の指示に従わなければならない。
- (2) 利用者は、フィールドの利用を終了したときは、利用した箇所を原状に回復しなければならない。
- (3) 利用者は、前項に定める原状回復について、当局職員又は当局が指定した者に、作業の立会いと確認を受けなければならない。
- (4) 利用者は、フィールドの利用に当たり、常に整理整頓し、安全確保に努めなければならない。
- (5) フィールド利用中に生じた事故の責任は、利用者が負わなければならない。ただし、事故の発生が当局の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。
- (6) 利用者は、利用者の責めに帰すべき事由によりフィールドに損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 利用者は、フィールドを利用して得られた結果を速やかに当局に報告しなければならない。
- (8) 利用者は、フィールドを利用して得られた成果を公表するときは、事前に当局と協議しなければならない。
- (9) 利用者は、フィールドを当局の許可なく第三者に使用させてはならない。
- (10) その他フィールドの利用にあたって疑義が生じた場合、利用者は速やかに当局と協議しなければならない。

(申請の取消)

第7条 センター所長は、施設管理上やむを得ない事情等があるときは、利用日の前日（前日が休日に当たるときは、その直前の平日）までにフィールド利用取消通知書を利用者に交付することをもって、利用を取り消しすることができる。

2 センター所長は、利用者が第6条に違反したときは、何ら催告することなく利用を取り消しすることができる。

附則

本要綱は、令和5年10月2日から施行する。